

# 兵庫県の財政運営状況について

令和2年9月18日  
企画県民部財政課

## 1 令和元年度 一般会計決算の状況

### (1) 決算規模

- 歳出総額 1兆7,886億円（前年度比 +25億円、100.1%）
- 歳入総額 1兆7,939億円（前年度比 +13億円、100.1%）

退職手当の減による人件費の減等があった一方で、幼児教育の無償化などの充実や自然増による社会保障関係費の増や、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応して防災対策を推進するため、投資的経費が増となったことなどにより、一般会計の決算規模（歳出）は、前年度を25億円上回る1兆7,886億円となった。

### (2) 決算収支

- 実質収支 25百万円の黒字（黒字額は前年度より645百万円の減少）
- 実質単年度収支 3億9百万円の赤字（平成19年度以来12年ぶりの赤字）

米中貿易摩擦による中国経済の不活性化に伴う企業業績の伸びの鈍化などにより県税・地方法人特別譲与税の収入が減少した（対前年度比△54億円）ことなどから、実質収支では黒字を確保したものの、実質単年度収支は3億9百万円の赤字となった。

#### ◇歳出決算の内訳

（単位：億円、%）

区分	令和元年度		平成30年度		増減 a-b	a/b
	a	構成比	b	構成比		
1 義務的経費	10,526	58.9	10,398	58.2	128	101.2
人件費	4,680	26.2	4,710	26.4	△30	99.4
社会保障関係費	3,190	17.8	3,054	17.1	136	104.5
公債費	2,656	14.9	2,635	14.7	21	100.8
2 投資的経費	2,378	13.3	2,296	12.9	82	103.6
3 行政経費	1,393	7.8	1,459	8.2	△66	95.5
4 その他経費	3,589	20.0	3,708	20.7	△119	96.8
合計	17,886	100.0	17,861	100.0	25	100.1

#### ◇歳入決算の内訳

（単位：億円、%）

区分	令和元年度		平成30年度		増減 (a-b)	a/b
	a	構成比	b	構成比		
1 県税等	7,951	44.4	8,005	44.8	△54	99.3
県税	7,112	39.7	7,148	40.0	△36	99.5
地方法人特別譲与税	839	4.7	857	4.8	△18	97.9
2 地方交付税等	3,790	21.2	3,970	22.1	△180	95.5
地方交付税	2,936	16.4	2,928	16.3	8	100.3
臨時財政対策債	854	4.8	1,042	5.8	△188	81.9
3 国庫支出金	1,721	9.5	1,609	9.0	112	106.9
4 県債	1,418	7.9	1,297	7.2	121	109.4
5 その他	3,059	17.0	3,045	16.9	14	100.5
合計	17,939	100.0	17,926	100.0	13	100.1

### (3) 財政運営目標の状況

（単位：億円、%）

区分	R1決算	目標【R2.3見込 財政7-4】
① 収支均衡	0	<毎年度>収支均衡
② 県債依存度（県債発行額／一般財源） [臨時財政対策債除き]	12.3%	<毎年度>地財計画の一般財源総額に対する地方債 [臨時財政対策債除き]の割合以下【R元：12.3%】
	7.1%	<毎年度>【R元：7.1%】
	7.1%	<毎年度>【R元：7.1%】
③ 実質公債費比率（単年度）	14.9%	<毎年度>18%未満【R元：14.9%】
④ 公債費負担比率（公債費／一般財源） [震災関連県債除き]	18.4%	<毎年度>地財計画の一般財源総額に対する公債費の 割合以下【R元：18.4%】
⑤ 県債管理基金活用額	0	財源対策としては、原則、活用しない
⑥ 経常収支比率	95.7%	—
	35.4%	<毎年度>30%程度【R元：35.4%】
	25.0%	<毎年度>25%程度【R元：25.0%】
	35.3%	<毎年度>40%程度【R元：35.3%】
⑦ 県債残高比率（県債残高／標財規模） [臨時財政対策債除き]	261.3%	<R10年度>R5年度に200%程度、R10年度に150%程度 【R元：261.7%】
⑧ 県債残高 [臨時財政対策債、減取補填債75%分、補正予算債除き]	25,835	<R10年度>H30年度の70%程度【R元：97.5%】
	97.3%	
⑨ 将来負担比率	338.8%	<R10年度>280%程度【R元：338.6%】
⑩ 県債管理基金積立不足率	21.6%	<R10年度>15%程度【R元：21.6%】

### (4) 阪神・淡路大震災関連の財政負担

#### ○ 現在も残る重い震災関連の財政負担

- 震災関連県債残高（R1末）：3,229億円
- 震災関連公債費（R2当初）：421億円

ひょうごフェニックス計画総事業費：約16兆3,000億円  
うち兵庫県負担額：約2兆3,000億円  
震災関連県債発行額：約1兆3,000億円  
県債管理基金活用総額：約5,000億円

#### ○ 財源対策債（H20以降発行の退職手当債及び行革推進債）の状況

- 財源対策債残高（R1末）：2,768億円
- 財源対策債の公債費（R2当初）：465億円（通常分：163億円、借換債縮減対策※分：302億円）

※ 原則30年償還とされている財源対策債について、借入れから10年を迎えるごとに全額県債管理基金を活用して一括償還し、本県財政構造のスリム化と将来の公債費負担の軽減を図る取組

## 2 新型コロナウイルス感染症への迅速・的確な対応のための予算措置

喫緊の課題に対応するため、国交付金等を活用し、これまで5回の補正予算を編成

### ■補正予算の編成状況

(単位：億円)

区分	R元年度		R2年度				合計
	2月補正	3月補正	4月補正	6月補正	7月補正	計	
医療・検査体制の強化	5.0	14.7	121.7	768.3	441.2	1,331.2	1,350.9
地域経済活性化・地域の元気づくり	—	13.1	3,794.6	321.9	32.1	4,148.6	4,161.7
ポストコロナ社会に向けた基盤づくり	—	—	—	29.8	—	29.8	29.8
計	5.0	27.8	3,916.3	1,120.0	473.3	5,509.6	5,542.4

### <令和2年度の取組>

#### (1) 4月補正予算(補正予算額：3,916億円)

- ・ 緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を強化
- ・ 感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実、地域産業・県民生活への支援等

#### (2) 6月補正予算(補正予算額：1,120億円)

- ・ 緊急事態宣言の解除等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の新たなステージに向けた対策
- ・ 医療提供体制・感染拡大防止対策等のさらなる充実、地域経済の活性化・地域の元気づくり等

#### (3) 7月補正予算(補正予算額：473億円)

- ・ 感染の次なる波に備えつつ、生活の日常化と経済活動の早期回復を目指す
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化、地域経済の早急な活性化・地域の元気づくり

## 3 令和2年度の見通し

### (1) 税 収

新型コロナウイルス感染症の影響による消費の低迷や景気の悪化により、法人関係税や地方消費税をはじめ、税目全般にわたり当初予算を大きく下回ることが懸念される。

現時点において、県税等(県税+特別法人事業譲与税)は、令和2年度当初予算に比べ約1,270億円下回る見込み。

(単位：億円)

区 分	R2当初 ①	R2年間見込 ②	増減 ②-①
県税等	8,566	7,300	△ 1,266
法人関係税+ 特別法人事業譲与税	2,610	1,750	△ 860

(参考1) GDP速報値：4月～6月前期比△7.9% (年率換算では戦後最悪の△28.1%)

(参考2) リーマン・ショック(H20.9)後の税収の状況(平成21年度決算[対前年度])

- ・ 県税+地方法人特別譲与税：△778億円 [△11.1%]
- ・ 法人関係税+地方法人特別譲与税：△648億円 [△30.5%]

### (2) 財政運営上の懸念に対する対応

#### ① 減収補填債等の活用

税収減に対応するため、現行制度の減収補填債や調整債、令和2年度から創設された地方税の徴収猶予特例債を活用せざるを得ないが、地方消費税など他の税目の税収減に対する措置が更に必要

- 減収補填債：普通交付税決定後に当該年度の基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行する地方債(現行の対象税目：法人税割、法人事業税、特別法人事業譲与税、利子割)元利償還金の75%相当額について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入
- 調整債：平成26年・28年度の税制改正(法人住民税法人税割の税率引下げ等)に伴う地方税減収に対応するために発行する地方債
- 徴収猶予特例債：地方税法に基づく地方税の徴収猶予等に伴い生じる一時的な減収に対応するために発行する地方債(令和2年度創設)

#### ② 国への要望(R2.9)

- ・ 減収補填債の対象外となっている地方消費税等の税目についても対象とすること。  
また、減収補填債として措置する場合には、地方財政法第5条の特例としての地方債とするとともに、元利償還金に対して地方交付税措置を行うこと
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額措置を講じること
- ・ 受診控え等も含めた新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営悪化に伴う減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とする等の支援措置を講じるとともに、公立病院に対して一般会計からの繰出を行う場合には特別交付税措置を講じること

## 4 令和3年度への対応

令和3年度は、令和2年度より更に法人関係税等の税収が減収となる見込みであり、現在の財政フレームから、現時点において、税収は約2,000億円の減少、うち留保財源(※)は約500億円の減少が見込まれるなど、財政状況がリーマン・ショックを超えて悪化することが懸念される。

※交付税の財政調整の対象となるのは税収減(超過課税分等を除く)の3/4。残り1/4の留保財源の減少は財政調整の対象外

全国的な景気悪化による影響については、まず国において適切に対処されるべきであり、十分な財政措置が講じられるよう要望(R2.9)

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、継続して措置し、必要な予算額を確保すること
- ・ 社会保障関係費や防災・減災対策の推進等についてはさらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置等により地方一般財源総額を確実に確保すること
- ・ 令和3年度以降も必要となる感染拡大防止や経済・雇用対策の財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置されるべき。また、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額(水準超経費除き)の増額を図ること
- ・ 交付税による財政調整の対象外である留保財源の大幅な減少は、財政運営に大きな影響を与えることから、特例債を創設する等により確実に財政措置を行うこと
- ・ 感染症蔓延期の対策業務を遂行するための環境整備等にも活用できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するとともに、令和2年度までの事業期間を延長すること
- ・ 自然災害の頻発・激甚化等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)について、令和2年度までの事業期間を延長すること